

平成26年度

事業計画

公益社団法人 日本産婦人科医会

－ 平成26年3月 －

公益社団法人 日本産婦人科医会

平成 26 年度事業計画

I. 総務部	
A. 庶務部会	1
B. 広報部会	4
C. 渉外部会（情報システム含）	6
D. 法制・倫理部会	8
E. 経理部会	9
II. 学術部	
A. 先天異常部会	10
B. 研修部会	12
III. 医療部	
A. 医療安全部会	14
B. 勤務医部会	16
C. 医療対策部会	18
D. 医療保険部会	20
IV. 事業支援部	
A. 女性保健部会	22
B. がん部会	26
C. 母子保健部会	28
V. 献金担当連絡室	30

平成26年度事業計画

[○印は新規事業または改変事業]

I. 総務部

A. 庶務部会

1. 総会・理事会等各種会議の開催

(1) 総会

総会を6月と3月に開催する。

(2) 理事会

理事会を4回開催する。

(3) 常務理事会

常務理事会を12回開催する。

(4) 幹事会

幹事会を12回開催する。

幹事会は各部門の問題点等を調査・検討し、それを担当常務理事に伝え調整の上、常務理事会に臨めるよう準備する。その他の会議についても同様である。そして会議後の事後処理等を行い遺漏なきようにする。

(5) 地域代表全国会議（旧支部長会）

地域代表全国会議は本会事業の説明および事業推進の協力依頼のため開催する。また本会が抱える問題点等を解説し全国一つの共通認識を醸成する目的もある。

各都道府県産婦人科医会の総務担当者の同席も可とするが、その場合の諸経費は各都道府県産婦人科医会負担とする。

(6) 運営打合会

運営打合会とは、本会を取り巻く諸問題等に対する「医会の基本的姿勢」の原案等を会長および副会長と担当常務理事等の少人数で作成する会議をいう。開催は6回予定しているが、必要に応じ増減する。

2. 日本産婦人科医会学術集会の実施支援

(1) 第41回日本産婦人科医会学術集会の開催地並びに開催担当ブロックに対する支援を行う。

学術集会は、毎年1回開催することとし、学術集会が円滑に開催されるよう開催地に対する所要の支援を行う。

開催方法は、6ブロック（①近畿、②北海道・東北、③中国・四国、④東海・北陸、⑤九州、⑥関東）の持ち回りとし、ブロック主催での開催とする。

平成26年度（第41回）開催担当ブロック：中国・四国ブロック

開催日程：平成26年10月11日（土）～12日（日）

開催場所：香川県高松市

担当県：香川県

3. 組織強化等の推進

(1) 組織の強化等

1) 組織強化

各都道府県産婦人科医会との連絡を密にし、本会の結束度を向上させる。そして毎年、会員の現況の把握に努めて組織強化対策の参考とする。

2) 会員倫理および産婦人科医療の質向上の推進

産婦人科医療に対する国民の信頼をより強固なものとするため、更なる会員倫理の向上と医療内容の質向上を、各事業部の協力を得て図る。

3) 新規会員の加入促進の強化

未加入産婦人科医師に対して入会勧誘・促進を図る。なお、方法は渉外部会等と協議する。

4) 新入会員に対する通知

入会の可否は理事会での協議事項であるが、そこで承認された新入会員に対しては、会長名をもって入会承認の通知をする。

5) 新入会員に対する関係出版物の送付と今後の対応検討

新入会員に対しては、指定医師必携のほか、医療保険必携、研修ノート等の出版物等、時節を考慮して送付する。なお、PDF等電子的に保存された資料等での配布も検討する。

(2) 各都道府県産婦人科医会との連携

1) 月例連絡・月例報告の充実

各都道府県産婦人科医会との緊密な連携を図るため、月例連絡、月例報告の充実を図る。月例連絡は、毎月1日に本会から各都道府県産婦人科医会に対し、電子メール等をもって行う。

月例報告は、毎月15日までに、前月分の各都道府県産婦人科医会の活動状況等の報告を受ける。

2) 協議会、研修会等への支援

各都道府県産婦人科医会等が開催する協議会、研修会等の開催に関し、その運営を可能な限り支援する。

3) 妊娠等について悩まれている方のための相談援助事業

上記事業の推進のため、各都道府県産婦人科医会の活動を支援する。

(3) 関係諸団体との協調

1) 日本医師会

日本医師会との協調・連携を密にし、特に母子保健関連事項の対処に万全を期する。また、各都道府県産婦人科医会における研修会等に際しては、必要に応じて当該都道府県医師会にも後援を要請する。

そして、日本医師会・厚生労働省主催「家族計画・母体保護法指導者講習会」、日本医師会主催「母子保健講習会」の運営に協力する。

2) 日本産科婦人科学会

日本産科婦人科学会とは、学会・医会ワーキンググループ会議を開催し、両会に関連する諸問題について意見交換を行う。なお、必要に応じ、会長、副会長等の参加を求めた拡大ワーキンググループ会議を開催する。

また、日本産科婦人科学会専門医制度・公開講座・女性の健康週間・産婦人科サマースクール等の活動に共催および参画する。

2-2) 全国産婦人科教授との懇談会

本会の活動について大学教授の理解を得るとともに、在局者および新入局者等の本会への入会促進の支援を得るため、全国医育機関の産婦人科教授との懇談会を日本産科婦人科学会総会・学術講演会時に開催する。

3) 家族計画関係団体

日本家族計画協会、家族計画国際協力財団等と連携し、家族計画活動の推進に努める。

4) 母子保健関係団体

母子保健推進会議、日本母性衛生学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会、日本小児保健協会、日本看護協会、日本助産師会等関係諸団体との協調を図り、わが国の母子保健の向上に努める。

(4) 関係省庁等への対応

本会事業の円滑化を図るため、厚生労働省等関係省庁等と緊密な連携を図る。

4. 出版統計関連

各部が実施した発行出版物やアンケート調査等のリストを作成する。出版物の規格等の在り方や電子化（PDF化など）・電子図書化についても検討を行い、ペーパーレス化と同時に可視化向上に向け準備を進める。

B. 広報部会

昨年度の前文で、「わが国の経済力下降は幾多の指標が示しているところ……」と述べたが、幸いにもこの1年でいくつかの重要指標が経済回復へ向けての反転を示す状況に至った。しかし、逆に底を打ったかに見えた産婦人科新規参入医師数の減少傾向は、いまだに明らかな上昇曲線を示せずにいる。

脳性麻痺をめぐる不毛の医療訴訟が減少し始めたのは大きな福音であったが、全体として、わが国の産婦人科医を取り巻く環境は今なお不明瞭であり、明確な曙光を見出したとは言い難い。第一線の現場の声は、また会員諸氏の声はいかなるものであろうか。

本年度は、本広報部会から積極的に各地域の情報を収集していくことに主眼を置きたい。

26年度も、わが国を取り巻く諸情勢の中で、これまでどおり広く視野を内外に向けて、会員諸氏に産婦人科関連の重要情報をタイムリーかつ正確に伝達していく。

本年度の諸事業は以下のとおりである。

1. 日産婦医会報の発行

毎月1回発行（8、9月は合併号）し、全会員並びに関係各方面に送付する。

（1）編集方針

- 1）本会の方針をはじめ、各部の行う事業・活動を会員に理解しやすい形で伝える。
- 2）産婦人科に関係する情報を分析、評価、選別し、会員に役立つ情報を極力タイムリーに伝える。
- 3）常に時代に即した誌面の刷新を図る。各世代にわたって読みやすい情報誌であるよう努める。
- 4）各都道府県産婦人科医会の広報担当者や会員に投稿を求め、幅広く全会員の声を反映するよう努める。
- 5）ファイルを作成する。
- 6）12月号に、その年の掲載主要記事の題目一覧を添付する。
- 7）デジタル化保存する。

（2）内容

- 1）会長見解、本会諸会議の報告、副会長・常務理事の見解他
- 2）産婦人科診療上の諸問題、医政・医療行政に関する本会見解
- 3）医政、医療行政、医療統計に関するニュースと解説
- 4）医事紛争の実態と対策「シリーズ・医事紛争」（医療安全部会に依頼）
- 5）医業経営上の諸問題「医療と医業」（医療対策部会に依頼）
- 6）生涯研修に有用な学術記事を研修委員会と協力して掲載「学術」
- 7）医療保険運用の解説「社保の頁」等（医療保険部会に依頼）：特に本年は診療報酬点数改定年度にあたるため、各項目にわたり新設・改定事項中心に解説
- 8）各都道府県産婦人科医会の活動状況の紹介「新しい都道府県の代表紹介」
- 9）各都道府県産婦人科医会の会報を抜粋して紹介するなど、各地域の情報を掲載することを検討する。

- 10) 学術雑誌、新刊の紹介「学海メモ」「新刊紹介」「産婦人科雑誌紹介」
 - 11) 会員よりの意見の紹介「会員の広場」
 - 12) 診療に有用な新製品、情報、語句の解説「情報アラカルト」「マメ知識」
 - 13) 随筆・意見「コーヒブレイク」(広報委員担当)
 - 14) 会員が知っていてよい新聞記事の要約「新聞切抜帳」(広報委員担当)
 - 15) 産婦人科医師の留学体験記「留学だより」
 - 16) 新入会員の氏名および所属する都道府県を掲載
- (3) 特記事項
- 1) 必要に応じて日産婦医会報頁数を4頁単位で増減、表紙頁が4色の特別号を発行(通常号は2色)、写真を多く掲載。
 - 2) 日本産婦人科医会学術集会特集号は担当地域と相談の上発行。
 - 3) 早急に会員へ伝達するべきときは、号外を差し込み頁の形で発行。
 - 4) 1面にその時々の特ピックをもってくるなど、誌面構成にインパクトをつける。
 - 5) 情報システム部門との連携を図り、電子メディア(インターネット)との交流を図る。医会ホームページ掲載の重要記事の題目を日産婦医会報で紹介する。
 - 6) 時宜に応じて、日産婦医会と日産婦学会の双方が新会長および新理事長の就任をみた場合、両者の会見を企画し、意見交換の記事を掲載する。
 - 7) 産婦人科関連団体、特に日本産科婦人科学会関連情報については、本会会員にとっても重要であるものを掲載し、周知徹底を図る。
 - 8) 日産婦医会報の内容について、必要なものは会長が最終校正を行う。
 - 9) 時々の特ピックについて、随時会員から「原稿募集」し、「特集」欄の形で掲載する。
- 10) 日産婦医会報に関する全会員あてのアンケート調査を実施し、分析結果を日産婦医会報に反映させる。
- 11) 役員などの名簿を発行する。
- 12) 医会報合本(平成25年1月号～平成26年12月号)を作製する。

2. 委員会

広報委員会を存置する。

C. 渉外部会（情報システム含）

【渉外】

1. 対外広報の重点テーマ

以下の4点を重点テーマとして対外広報活動を行う。

（1）産婦人科医療に対する社会的認知度の向上

周産期医療、婦人科医療、加えて産婦人科をめぐる社会的問題に関してマスコミと意見交換し、産婦人科全体の医療に関して一般に周知していく。

（2）開業医の抱える問題点の周知

質の高い医療を提供していくためには、開業医の存在は必要不可欠である。開業医を守るために必要なことを明らかにし、広く十分な理解・支援を各方面から得るよう活動していく。

（3）勤務医の待遇改善

勤務医の待遇は徐々にではあるが改善の兆しがみられる方向性が出てきた。しかし、まだ十分とはいえない。今後さらに男性・女性勤務医の待遇について別々に扱い、それぞれの待遇改善、臨時雇用や連続勤務等の問題について継続的に広報活動を展開していく。

（4）医療安全に対する本会の活動と広報

死因・脳性麻痺の原因究明・再発防止等の在り方、取り組みの路線が確保できるようになってきた。その実情を広報活動していく。

2. 記者懇談会の開催

原則として月に1回記者懇談会を開催する。テーマは、年間計画を立てるが、産婦人科医療をめぐる時事問題には臨機応変に対応する。記者懇談会での発表担当者はなるべく若い人材を登用していく。

3. eラーニングシステムの運用

会員の生涯研修のため、eラーニングシステム運用について検討を行い、早期に開設し会員へサービス提供する。

4. 女性の健康週間への参画

主唱団体（厚生労働省、日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会）として、3月1日から8日までの「女性の健康週間」の運営に取り組む。

5. 本会ホームページの内容充実

会員限定のコミュニティを用意することを検討する。また、一般の国民に向けてQ&Aなど役立つ情報を提供していく。

6. 産婦人科施設情報データベースの管理

各都道府県産婦人科医会の協力により全国の産婦人科施設情報データベースを構築する。収集したデータを分析し、対外広報活動および各部会に積極的に利用できるようにする。

7. 医療関係マスメディアとの連携を密にする。

8. 渉外活動の推進

(1) 国内

医療行政の改革等に向けて、日本医師会、日本産科婦人科学会等の関連団体と協調し、国会議員、関係省庁、地方行政等に対し積極的に渉外活動を行う。

(2) 国外

周産期医療では先進的な数字をあげている日本として、国際協力の観点から国外諸団体との交流を図る。国際母子保健財団（IFFH）、ジョイセフ（JOICFP）、国際産婦人科連合（FIGO）世界大会等との協力を図る。また、産科医療補償制度についてその仕組み、運用、加入率等を外国学会・雑誌等に発表することを検討する。

【情報システム】

本会会員に有益な医療情報を検討し情報提供することは、ひいては国民の健康意識向上、安全な医療につながると考える。特に医療のICTでは、情報の共有化という点が注目されている。このような情報を会員にわかりやすく伝達していく。

1. 産婦人科医療のICTについての情報交換

特に東日本大震災の被災地では、復興に際し医療のICTが進められている。この現状を把握するとともに、各地の産婦人科医療のICTについて各方面との情報交換を通して把握し、必要な情報を会員へ広報する。

2. 母子健康手帳の電子化への検討

データの蓄積という面では、特に電子版母子健康手帳を遠隔医療の技術等とつなぎ合わせるにより幅広い活用が期待されている。各方面と情報交換を行い、将来を見据えたデータベースとしての生涯健康手帳となるよう各方面の協力者とともに、「電子母子健康手帳標準化委員会」を設置し、データの標準化を進める。

妊婦や医療従事者への利便性という面では、遠隔での妊婦健康診査や画像診断などの電子化について実証事業を通し、提言を行う。

産婦人科医療の発展につなげるため、国（厚生労働省、IT戦略本部等）の電子化計画に協力する。

3. 産婦人科医療のICTについて行政への働きかけ

10年後、20年後の産婦人科医療の姿を見据え、その中で今から準備すべきICTについて、他部と検討を行う。ICTへの準備について、行政からのサポートを得られるよう働きかけを行う。

4. 電子会議の活用

Web版テレビ会議を各都道府県産婦人科医会、会員で活用できるようにする。

5. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、情報システム委員会を存置する。

D. 法制・倫理部会

1. 母体保護法等の適正なる運用のための会員指導
母体保護法、母子保健法等の内容、運用上の問題点について、識者の意見を聴取しながら本会の見解を明らかにし、会員への周知を図る。
2. 産婦人科関連法規についての関係当局との折衝
母体保護法をはじめ、産婦人科業務に関連する医療法規や労働法規の解釈・運用等について厚生労働省等関係省庁と折衝を図る。
3. 母体保護法指定医師関連の諸調査
母体保護法指定医師の現況把握のために、必要に応じて調査・分析を行う。
4. 母体保護法に関する啓発活動
日本医師会をはじめ関連諸団体等と母体保護法の問題点を討議し、国と協力して母体保護法のより良い改正を目指すとともに、本法に関する国民の理解が深まるよう啓発活動を行う。
5. 各都道府県産婦人科医会等での研修会への協力
研修会の開催にあたって、必要な場合は日本医師会と連携しつつ講師の推薦や資料提供等について協力する。
6. 母体保護法の課題に関する検討
母体保護法の抱える課題や問題点について引き続き検討を行い、必要に応じて見解をまとめる。
7. 医学的な倫理問題への対応
日本産科婦人科学会および同学会倫理委員会と密接に連携・協議し、万全なる対応を図る。
8. 委員会
本会にかかわる法制問題を検討するため、法制・倫理委員会を存置する。

E. 経理部会

1. 会費収入減と事業活動への対応

近年、会員数は減少を続けており、会費免除会員・会費減免会員を除く正会員数が9,000名を下回る可能性がある。また、高齢化に伴う正会員から減免会員への移行や、20～30歳代で顕著である会員男女比率の変化など、正会員数の増加が期待できない会員構成になっている。すなわち今は会費減収を想定した対応が必要な時期と考える。

したがって、当部会としては将来の会費減収を予測し、事業の仕分けや事務所費等固定費用の削減など、収入減に即した業務執行の在り方を考慮しつつ、公益社団法人として効率的かつ適正な業務執行を図るものとする。

当面は上記考え方を勘案した事業計画とするよう各事業部と連携を図る。

2. 経理部会の開催

収支予算（増減計算方式）については、均衡の取れた効率的かつ効果的な収支予算案を作成するため、経理部会を開催し提言を発信する。

3. 会計経理業務の管理

「経理規程」を遵守し、各部の多岐にわたる事業執行に支障のないよう適正な会計経理業務を行う。また、経理処理に関しては随時、監事及び公認会計士による指導・監査を受けることとする。

Ⅱ．学術部

A．先天異常部会

先天異常部会の役割は、先天異常に関する情報の学術的検討と啓発、及び環境に存在する先天異常発生要因の調査分析にかかわる事業を推進することである。先天異常にかかわる保健福祉の推進のための調査を検討し、母児の支援も合わせた情報発信を行っている。また、サリドマイド薬禍を契機に本会に発足した本邦唯一の先天異常モニタリング事業は、国際先天異常監視研究機構（ICBDSR）（WHO関連機構）加盟機関として母児の健康を護っている。さらに、新生児の先天代謝異常のスクリーニングも、本部会をその濫觴として、こどもたちの健康に貢献している。これらの基本的役割に加えて、福島県原発事故やインフルエンザ他の感染症、あたらしい出生前診断等の昨今の諸問題に関する情報の分析および具体的な広報・啓発により一層取り組んでいく。

1．外表奇形等調査・分析の継続

- (1) 昭和 47 年（1972）年より開始した「全国外表奇形等調査」を日母おぎゃ一献金基金からの援助を得て継続している。毎年、わが国の奇形発生状況の把握及び分析を四半期毎に行う。
- (2) 福島県産婦人科医会の協力のもと、福島県内はほとんどの県内分娩施設が参加しており、福島県主導の全県民調査に協力するとともに、原発事故による影響の有無を長期にわたり監視していく。現状では明らかな差はみられず、適切な情報発信を行い、放射線に関する不適切な認識の是正と、同地区住民の無用な不安の軽減に努める。
- (3) 横浜市大モニタリングセンターに調査結果の「まとめ」を依頼し、統計学的、疫学的な分析を加え、「平成 24 年度外表奇形等統計調査結果」を作成し、協力機関等に配布している。平成 26 年度においても同様の対応とする。
- (4) 本調査・分析で得られたわが国の外表奇形等の推移、現状や、その問題点、また母子の健康をまもる必要性から先天異常モニタリングの継続の重要性についての広報活動も行うとともに、協力モニタリング施設の維持、増加を図る。

2．国際先天異常監視研究機構（ICBDSR）

ICBDSR 日本支部を通じてその事業に協力する。また、ICBDSR の一員として、国際間での先天異常発生状況を相互に情報交換し、リスク因子の情報を迅速に本会を通して会員さらには母子保健にかかわる職種、国民へと広報する役割を果たす。

なお、この事業は日本国としても重要なものであると考えるので関係省庁へ継続的な関与をするよう働きかけを行う。

3．国際先天異常監視研究機構クリアリングハウス年次会議

国際先天異常監視研究機構クリアリングハウス年次会議（開催地未定）に出席し、日本の現況について報告する。福島県の情報は各国より注目されている。

4. 胎児異常診断調査の継続

昭和 60 年度以降胎児異常診断のアンケート調査を継続し、診断技術の進歩しつつある現在における胎児異常診断の現況を把握し、検討する。

5. 先天異常の発生因子および予防また先天異常児のケア

先天異常の発生因子および予防また先天異常児のケアに向けて、内外情報の収集と検討を行う。委員会にて適正なマニュアルを適宜作成し、ホームページ等に掲載、また、ホームページコンテンツの存在を日産婦医会報等で広報する。

6. 先天性代謝異常検査事業の実態把握

タンデムマス・スクリーニング法の導入は完了し、現在は全国すべての新生児がスクリーニングを受けられる態勢となった。しかし機器やランニングコスト、検査陽性例の対応など、運用実施上の課題を検討する必要がある。各都道府県に対しアンケート調査を行い実態を把握する。また、検査導入による結果の検討を行っていく。

7. インフルエンザ罹患（疑いを含む）妊産婦の実態把握

インフルエンザに関連した妊産婦及び新生児の予後についての実態を、継続して把握する。

○ 8. NIPTに関する検討

現在、研究的段階として行われている NIPT (noninvasive prenatal genetic testing) が一般産婦人科施設に拡大することは必至であるが、適切な遺伝カウンセリングとフォローアップのもとに行われなければならない。そのために必要な遺伝カウンセリング研修と体制について、NIPT コンソーシアムの研究結果を踏まえた上で NIPT 検討委員会並びに他部会と協力して内容と手段の整備をすすめていく。

9. 先天異常予防に関する啓発及び広報

風疹はじめ母子感染に関与する感染症の流行情報を迅速に広報し注意喚起する。また各種感染症の対応に関するホームページ情報の更新、風疹ワクチン接種や葉酸摂取の重要性の啓発の推進に関する広報の方策を続けて考案していく。

10. 厚生労働行政及び関連団体との協力並びに情報交換

母子保健推進のために、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本マス・スクリーニング学会、日本先天異常学会、家族計画関係団体、女性保健関係団体との協力、情報交換等を積極的に行い、母児を取り巻く環境リスク物質や先天性代謝異常疾患に関する情報を継続的に広報していく。

11. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、先天異常委員会を存置する。

B. 研修部会

研修部会は、医療事故を防止し、安全な医療を追求する視点に立つとともに、女性の一生に関わる診療科として、女性の様々な疾病に対する QOL を考慮した良質な医療情報を提供することを目標としている。そのためには、常に進歩していく医療状況や情報提供手段を的確に把握しながら、効率のよい研修方法を企画する必要がある。

具体的事業としては、研修資料（研修ノート）の作成、最新医療の紹介（日産婦医会報学術欄）、DVD を用いた資料の提供、医会ホームページや日産婦医会報等を用いた迅速な情報提供や医会 e ラーニング導入への協力、日本産科婦人科学会学術講演会、日本産婦人科医会学術集会の生涯教育プログラムにおける企画、協力、並びに資料作成を行う。さらに、産婦人科診療ガイドライン作成への協力を本年度も行っていく予定である。

平成 26 年度は以下の事業を行う。

1. 研修資料の作成

(1) 平成 26 年度研修テーマ

平成26年度の研修テーマについて、研修ノートNo93・94及びDVDを作成する。DVDには、冊子では提供できない動画や画像を数多く取り入れ、さらにデジタル化した研修資料も収納する。

研修ノートは、冊子・DVDとともに全会員に配布し、医会でも保管する。

1) 産婦人科における画像診断の進歩 (No. 93)

執筆者：分担執筆者15名

2) 産婦人科外来での鑑別診断の手順と薬物療法 (No. 94)

執筆者：分担執筆者24名

(2) 平成27年度研修テーマ

研修ノートの原稿執筆を従来よりも早めに依頼し、研修ノートの早期発刊をめざす。産婦人科医として知っておくべきエビデンスや新知見を考慮に入れ、写真や図を多用した構成とする。

1) 目で見てわかる外陰・皮膚・腔・乳房疾患のすべて (No. 95)

執筆者：未定

2) 子宮筋腫 (No. 96)

執筆者：未定

2. 平成 28 年度研修テーマの選定

平成 28 年度の研修目標を定めて、それに沿ったテーマを選定する。

3. 生涯研修機会の充実に関する検討

会員のニーズ、研修の内容、研修の利便性（参加や研修のしやすさ）を生涯研修における 3 要素と意義づけ、それらを念頭においた研修の充実を図る。本年度も「研修スタイル」に焦点をあてた新たな企画や資料のデジタル化を検討し、広い観点から研修テーマや研修資料などを構築する。

具体的な活動計画として、

(1) 第 66 回日本産科婦人科学会学術講演会へ参画・協力し、「生涯研修プロ

グラム」の一環として医療安全および臨床遺伝に資する講演を企画する。本年度の新しい企画として、遺伝カウンセリングのロールプレイ、および、投票システムを採用した聴講者参加型の講演を試みる。また、第 67 回日本産科婦人科学会学術講演会「生涯研修プログラム」へ参画・協力の準備を行う。

- (2) 日本産婦人科医会学術集会や生涯研修会等の企画や研修資料の作成に協力し、会員の効率的な生涯教育に資する。
- (3) 研修部会の刊行物としては、研修ノート、研修ニュース、日産婦医会報学術欄等があるが、本年度も将来を見据えたこれらのデジタル化保存を継続する。また、医会 e ラーニング導入に協力し、自宅においても研修ができ、それを評価できるよう、会員にとってのメリット、デメリットを評価する。
- (4) 米国 ACOG の学術集会資料と研修資料を取り寄せ、研修のテーマや方法に関して、研究し、研修の在り方を学び、今後の参考にする。

4. 学術研修情報の提供

- (1) 「研修ニュース」の発刊

研修ノートでは up-to-date な問題には即応しきれないため、本年度も「研修ニュース」を適宜発行し、重要な新しい情報の提供や必要事項の周知などを行う。

- (2) 日産婦医会報「学術」欄への協力

会員へ時宜を得た新しい学術情報の提供を図る観点から、本部会にて企画・検討した学術研修情報を、広報部会ははじめ関連各部の協力を得て、日産婦医会報「学術」欄に掲載する。

- (3) 「小冊子」の監修・委託・発行

日常の診療現場で役立つよう、研修ノートの内容などを患者向けに手直した小冊子の監修、改定を行うとともに、販売を委託し、発刊する。

5. 「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編2014」の発刊、および「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編2017」の発刊に協力

- (1) 「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編 2014」の指導者講習会を開催する。
- (2) 「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編 2017」の作成に向けて、日産婦学会と協力して、新作成・評価委員会メンバー並びに調整委員の選定を行う。
- (3) 新規 Q&A 項目の追加・内容の見直しなどを行う。
- (4) ガイドラインの広報に努める。

6. 委員会

上記事業をするため、引き続き研修委員会を存置する。

Ⅲ. 医療部

A. 医療安全部会

産婦人科偶発事例報告事業、妊産婦死亡報告事業、産科医療補償制度の原因分析報告などから得られた問題点を整理し、安全な産婦人科医療の実現を目指し、積極的に情報発信する。その上で、昨年度に引き続き、事例が発生した施設の診療体制や診療内容についての教育システム（個別指導、リピーター対策など）を具体化させるための検討を行い、各都道府県産婦人科医会と協働して実践する。また、医療事故調査・届出制度、医師法21条の改正に向けた検討等の事業を日本医師会や日本産科婦人科学会とも連携して推進する。

1. 医療安全対策

(1) より安全な産婦人科医療の検討

- 1) 医療安全に関わる事例が発生した施設の診療体制や診療内容についての教育システム（個別指導、リピーター対策など）を具体化するための検討を行う。

(2) 事例収集および解析事業

平成16年4月より実施の産婦人科偶発事例報告事業、および平成22年1月より開始した妊産婦死亡報告事業を継続し、その充実、定着、並びに報告データの活用を図る。

- 1) 産婦人科偶発事例報告事業：平成25年事例の集計を行うとともに、テーマを決めて原因分析、再発予防に結びつく解析を行い、再発予防に向けた問題点の抽出を行う。
- 2) 妊産婦死亡報告事業：妊産婦死亡事例情報を引き続き収集し、集積したデータは、厚労科研池田班「人工妊娠中絶、妊産婦死亡の地域格差に関する研究」の研究事業と協働して事例の症例検討を行い、再発予防のための問題点の抽出を行う。

(3) 医療安全に向けた情報発信

1) 分娩監視装置モニターの読み方と対応の周知

昨年作成したポケットサイズの冊子が周産期の現場で活用されるよう、会員およびコ・メディカルに対し研修会等を通して周知できるよう医療対策部会および各都道府県産婦人科医会と協力する。

2) 母体安全への提言

妊産婦死亡報告事業で抽出された問題点を整理し、再発予防のための提言を発信し、周知を図る。

3) 産婦人科偶発事例から抽出された問題点についての情報発信

産婦人科偶発事例報告事業で抽出された問題点を整理し、再発予防のための提言を発信し、周知を図る。

4) 脳性麻痺防止に向けた広報活動：報告事例（産婦人科偶発事例、産科医療補償制度）の症例を医学的に分析し、再発防止に繋がる適正な内容の広報活動などを日産婦学会、日本医療機能評価機構と協力して行う。

5) 日産婦医会報「シリーズ医事紛争」掲載

広報部会、医療安全委員会委員等の協力を得て、掲載を継続する。

6) 関連情報の収集と情報提供

医療安全対策上の収集情報を分析、検討して、会員への情報提供を図る。その一環として、医師賠償責任事例をもとに、「産婦人科医療事故防止のために」(別冊)を発行する。また、医療事故防止に向けて、必要な資料を適宜作成し、各都道府県医会および会員に提供する。

(4) 会員への支援

1) 妊産婦死亡が発生した際の当該会員への支援体制を整備し、充実させる。

2. 医療安全に関わる事業推進について

(1) 第23回全国医療安全担当者連絡会の開催

平成25年分の偶発事例報告集計結果、妊産婦死亡事例の集計状況・結果、産科医療補償制度の運用状況など、時事にあったテーマを全国の担当者と共有し、産婦人科医療の安全性の向上にむけて努力する。

(2) 産科医療補償制度の状況把握

産科医療補償制度に対する会員の理解を維持するため、見直しを含めた制度の状況について各都道府県産婦人科医会と会員に報告する。

(3) 喫緊の対応を要する課題(医療上の刑事訴訟、異状死届出、産科医療補償制度等)には、小委員会形式等で専門家も交えた機動的な対応を図る。

3. 医事紛争対策

(1) 支援要請(医事紛争事例)への対応:各都道府県産婦人科医会で会員への支援システムを構築するように継続して要望するとともに支援する。また、要請に応じて、法律家も交えて各都道府県産婦人科医会担当者とともに当事者への医学的、法律的な支援を図る。

(2) 鑑定人推薦依頼に対する対応:医会および学会作成の「鑑定人候補者リスト」(内部資料・部外秘)を用いて司法当局の付託に応じており、本年度も継続して対応する。

(3) 結審事例(判例情報)の収集:第一法規出版の判例体系や情報誌等の購読を通じて判例情報の収集を図る。結審となった産婦人科訴訟事例の概要と判決内容などを解説した日産婦医会報「シリーズ医事紛争」の執筆にも活用する。

4. 継続(検討)事業

以下の事業を継続し、関連団体等と連携した対外的働きかけや会員への情報提供(日産婦医会報等)に活用する。

(1) 汎用されている「適用外使用」薬剤に関する検討

(2) 羊水塞栓症の血清検査事業(平成15年8月からの浜松医科大学協力事業)

5. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、医療安全委員会を存置する。

B. 勤務医部会

本部会では、より明るく、楽しく、充実した勤務が可能となるよう、産婦人科勤務医にとって有益な情報を提供することを目的として事業を行っている。明るく、楽しく、充実した勤務を可能にするために最も必要なことは、産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境の整備であることはもはや明白であり、論を待たないと考えられる。まず現状を正確に把握することが必要であるため、本部会では産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査を経年的にやっている。このアンケート調査からは極めて有用な情報が提示されてきているが、これを見るとわずかながら勤務医を取り巻く環境が改善しつつあるものの、まだまだ十分とは言えないことを具体的に理解することができる。また、常勤医師における女性医師の割合をみると、2008年に約30%であったものが2013年には39%と大幅に増加しており、女性医師の就労支援や離職防止の重要性は増すばかりである。したがって本部会では、引き続き勤務環境の調査を行っていくとともに、さらなる女性医師支援について検討していく必要がある。

また、勤務医の求めている様々な情報をアップデートし、提示することも必要である。特に若手医師にアピールする、興味をもってもらえる情報を提示することにより若手医師の活動をより活性化していくとともに、産婦人科専攻医を増加させる一助となるようにしたいと考えている。

これらの目的のため、本年、本部会は以下の事業を行う。

1. 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査

本調査は平成19年1月より開始し本年度で8回目となる。分娩取り扱い病院の全国規模の経年調査としては唯一のものであり、産婦人科医師不足に端を発する諸問題解決の議論に、必要不可欠の情報を提供する。これにより、病院運営母体別あるいは総合・地域周産期母子医療センターなど機能別に、常勤・非常勤医師数、女性医師率、勤務体制の経時的変化を知ることができる。調査結果は、年度毎に本会の定例記者懇談会やその他メディアを通じて社会に発信し、産婦人科医師不足に対する社会的関心の醸成に寄与してきた。

過去6年では、分娩取り扱い施設数の14%の減少に伴い、施設当たりの分娩数は15%増加、医師数も1.7人増加して6.2人となった。しかし、当直回数は著変なく科別でいまだトップであり、1カ月の在院時間の変化も微小で勤務時間は過労死基準を超え、産科責任者による当直体制の評価は大変厳しい勤務環境の現実を反映している。これは女性医師率が4割となり、妊娠・育児率も3割から5割と増加した一方で、当直可能な医師数には著変がないためと考えられる。昨年度は、常勤先のないフリーの非常勤医師数に注目して調査、計593人（うち女性353人）中、60歳以上は男性で40%、女性で4%であることが判明、フリーの事由には妊娠・出産・育児が多く挙げられた。女性医師の就労支援・産科医全体の処遇改善とともに不十分な現実に対し、今後も継続的な努力が必要である。

現在も、妊娠・育児中の勤務緩和、勤務継続に役立つ院内保育所設置、時短・フレックス勤務導入、妊娠・育児中以外の医師への配慮・施策、特に当直翌日の勤務緩和、医師がフリーを選択する原因と常勤復帰対策、勤務体制や医師偏在の地域格差など、問題は山積している。本年度も待遇改善に資するテーマを

選択し調査を重ね、新たな提言をしていきたい。

2. 女性医師支援対策

○ (1) インターネットを利用した女性医師支援情報サービスの全面改定

現在、本会ホームページ内に「女性医師支援情報サイト」を設置しているが、本年度はこれを全面的に改定し、妊娠・出産・育児や介護における支援サービスの利用、キャリアアップのための方法などについて会員へ最新情報を提供できるようアップデートを図る。また、女性医師メーリングリストの設置により、身近にロールモデルがなく相談先がない場合にも支援情報を得られる体制を構築しているが、本年度は定期的に情報提供を行う等により実際の活用を目指して運用していく。最近、特に若手会員ではフェースブックなどソーシャルネットワークサービスの利用が進んでいるため、こうしたサービスによる情報提供を行うための準備を進める。

(2) 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査分析による支援対策の検討

産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査の分析結果において、産婦人科女性医師の妊娠・育児中である者の割合は年々増加を続けている。特に30歳代を中心に非常勤として勤務している者が少なくないことが判明した。本年度も引き続き調査を継続し、女性医師の離職防止と産科勤務医確保に必要な対策を検討する。

(3) 関連団体との連携

日本産科婦人科学会男女共同参画・女性の健康週間委員会と連携して学術集会にてシンポジウムを開催するなど、産婦人科における女性医師の能力発揮を促し、就業継続を可能にするのみならず、将来的に指導的立場となる女性医師を増加させることを目指していく。また、日本医師会女性医師支援センターの行う女性医師バンクや関連団体による再研修制度の動向を把握し、必要な情報を会員に提供していく。その他の関連団体（内閣府男女共同参画局、日本女性外科医会など）や各種研究機関（厚労科研など）、各大学女性医師支援センター等との横断的な協力により、女性医師支援を推進する。

3. 「勤務医ニュース (JAOG Information)」の発行

勤務医が必要とする様々な情報をはじめ待遇改善や女性医師支援に役立つ情報を提供する。特に若い医師が関心を持つような誌面構成に努め、より多くの会員に情報を提供できるよう努める。具体的には各学会における専門医資格の条件や待遇改善の取り組みの実例を提示する。また、シリーズ企画としては女性医師の就労継続に有効な対策を積極的に取り入れている「女性医師が働きやすい病院」を紹介する。

4. 日本産婦人科医会学術集会開催ブロック勤務医担当者懇話会

勤務医担当者懇話会を日本産婦人科医会学術集会時に、開催ブロック勤務医担当者を対象とし開催する。

5. 委員会

勤務医部会の活動のため委員会を存置する。

C. 医療対策部会

現在、産婦人科医療において制度上様々な問題を抱えているのが現状である。経営的基盤の安定と質の高い医療サービスを提供するためには、その問題点を抽出・検討し、その対応策について立案・提言を行い、医会員に周知徹底し混乱の起きないような情報提供体制の構築を目指すことを目的にしている。また、政策に関する予期せぬ問題の発生時には、早急に対応しなければならない政策的な提言作成の諮問を受け、適時横断的な委員会を立ち上げ早急に意見をまとめ運営委員会へ提言を答申することを目的とした時局対策としての機能も持つものとする。

【医療経営】

1. 原価より算出した入院・分娩料の適正価格に関する調査結果（平成25年度実施）の分析と提言

現在交付されている42万円の出産育児一時金は、平成21年1月に厚生労働省と共同研究で行った「我が国における分娩にかかる費用等の実態把握に関する研究」を基に算出された全国の実勢価格の平均42,3957円が根拠となっている。

この調査によると、各施設の分娩・入院料は、原価より算出されたものではなく、地域毎の公的病院や近隣施設の価格と比較により設定されていることが明らかとなった。分娩数減少による分娩取扱い施設の経営状況の悪化が憂慮されている昨今、平成25年度本部会・委員会ではモニタリング調査として原価より算出した入院・分娩料の適正価格調査を実施した。平成26年度はこの調査結果を分析し、安心・安全性を満たす指標（日産婦ガイドライン）を基に、分娩・入院に係る固定費（給与費、減価償却費、経費）や変動費（医薬品費、材料費、委託費）より原価算出し、適正な利益確保可能な、分娩・入院料を設定できる指針を会員に提言する。

2. 医療と医業の項（日産婦医会報）の継続

医療と医業に関する原稿を会員の中から募集し、広報部会と協議の上で掲載する。

3. 医療経営対策並びに診療形態の在り方について

医師の診療科偏在と地域偏在の影響や、病院勤務医師や診療所医師について、医学的経済的視点からどのようなことが想定されるか、またどのような診療形態を構築するか多角的に検討する。

4. 有床診療所のかかえる諸問題について分析

昨年度、平成22年度に実施した調査をもとに有床診療所の抱える問題点の更なる分析を進め、会員に提言を行った。平成26年度は有床診療所問題検討小委員会にて医療政策と協議し、必要であれば関連領域の追加調査を実施し分析を行い会員に提言する。

5. 消費税の影響と対策

1988年に竹下内閣にて消費税法成立以来3%→5%→そして本年度8%そ

して2015年には10%に設定される予定である。現行では、医療は非課税の原則を堅持し、医療界全体としては消費増税そして、自由診療における課税内容等諸問題に日本医師会が対応協議している。本部会においては、特に産婦人科領域に特化した問題について、協議し、本会の諸会議・連絡会そしてJAOGニュース「医療と医業」等にて会員に情報そして対策等を提示する。

6. コ・メディカル関連事項への対応

(1) 助産師充足状況実態調査実施に向けての検討・準備

質の高い医療を提供するためには協働するコ・メディカルの確保は重要である。平成17年度には医療対策部として全国助産師充足状況実態調査を実施し、その結果を受けて、国や地方自治体に助産師養成施設の新規開設等を働きかけているが、いまだ全国的には助産師の充足状況は有床診療所を中心に十分とは言えないのが現状である。平成26年度は助産師充足状況の再調査を視野にいれ、本部会・委員会にて検討・準備する。

(2) コ・メディカル生涯研修会の開催と各地域開催

広く産婦人科医療に携る人たちを対象として、医療・看護水準の維持向上を図る目的で、コ・メディカル研修会を開催する。平成26年度は平成26年10月12日（日）第41回日本産婦人科医会学術集会（香川県）と並行して開催予定。

各地域においてコ・メディカル対象の講習会を開催する場合、教材提供・講師派遣も含め協力する。

7. 委員会の開催

以上の事業を円滑に進めるために医療対策委員会を開催する。活動に当たりメーリングリスト等を活用する。必要に応じて小委員会・部会を開催する。

【医療政策】

1. 喫緊の問題に対し、即時に対応できる体制の構築

産婦人科に関する医療制度に関して重要な問題が発生した場合は、即時に対応でき見解がまとめられる体制を適時構築し、執行部へ提言できるようにする。なお会員への周知については広報部会等関連部と協議する。

2. 関係各部および関連諸団体との連携

医療政策部の事業に関連する諸問題については、本会内他関係部そして厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本看護協会、日本助産師会等の外部組織とも連携し、円滑な事業の推進を図る。

3. 委員会の開催

以上の事業を円滑に進めるために、必要に応じて小委員会、部会を開催する。

D. 医療保険部会

平成26年度診療報酬改定の基本方針（骨子案）に上げられている重点課題は、社会保障・税一体改革において、消費税率を引き上げ、その財源を活用して、医療の機能強化と、同時に重点化・効率化に取り組むこととされている中、入院医療・外来医療を含めた医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実等に取り組むとしている。

医療費の中で薬品等材料費およびその他の消費税がらみの経費に相当する部分が増税により医療機関の負担増になる。今回の診療報酬改定では、この負担増に対する補填が十分であるか、また消費税増税分を差し引いてプラス改定になっているかについて総合的に評価をすることが重要な課題の一つになると考える。

その他の診療報酬改定に伴う作業を含めて以下の事業を行う。

1. 産婦人科診療報酬の適正化へ向けた活動

診療報酬改定へのプロセスも様変わりつつある中、産婦人科医療における最善の診療報酬点数のあり方を検討し、施設の機能分担と特徴を活かした適正な産婦人科診療報酬の確保を目指して、関係当局への意見具申を図る。

○ 2. 会員への刊行物の作成とその提供

診療報酬点数の改定に際しては、以下の刊行物を作成し、会員に提供する。発刊方法（HPや日産婦医会報の利用等）や、昨年度委員会での意見などを参考に、費用対効果の観点も踏まえて対応する。

（1）医療保険必携の改訂

既刊の医療保険必携はいわゆる“青本”の主要部分の抜粋に加え、産婦人科診療における重要と考える部分をトピックスとしてまとめて、会員にとって見やすく有用性の高い冊子となるように編集し作成する。

（2）産婦人科社会保険診療報酬点数早見表

発刊方式も考慮しながら、診療報酬点数が改定された際は、早急に「新点数早見表」を作成し、会員に提供する。

○ 3. 診療報酬改定の評価・分析と次期改定へ向けての対応

診療報酬点数が改定された際は、改定内容が会員にメリットがあったかどうかを調査・検証し、低評価の項目は、問題点を分析して次期改定での適正化を図る。

4. ブロック会や各都道府県医会担当者との連携

（1）医療保険に関するブロック協議会や各都道府県医会研修会への協力

医療保険事業の活動推進のため、要請に応じてブロックや各都道府県産婦人科医会の協議会や研修会に協力し、診療報酬点数表の解釈や運用上の疑義に速やかな対応を図る。

○ （2）全国医療保険担当者連絡会

診療報酬点数の改定はもとより、点数の運用や留意事項への周知徹底を図るため、全国医療保険担当者連絡会を開催する。

- (3) 医療保険に関する問題で、特に周知徹底を必要とする事項は、随時都道府県産婦人科医会の担当者を通じて会員の研修を企画する。
 - (4) 診療報酬の適正化に向けた提言、要望をブロックや都道府県から収集する。
5. 疑義解釈に関する解説と会員への伝達
- 疑義解釈に関する解説と会員への伝達は、日産婦医会報やホームページ、または医療保険のブロック協議会、都道府県研修会などの場を活用して行う。
- (1) 医療保険運用上の疑義に関する解説、指導を図る。
 - (2) 診療報酬点数運用上の疑義については、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会に諮り検討する。
 - (3) 新たに発出された通達等で、重要なものは速やかに会員に伝達する。
 - (4) 以上の主要な本会の見解、伝達事項は年度末に特集形式で日産婦医会報に掲載し、その周知徹底を図る。
6. 関連諸方面との連絡折衝
- 産婦人科医療保険診療の円滑な運用のために、日本医師会、厚生労働省、日本産科婦人科学会、外保連、内保連など関係諸団体との連絡折衝を図る。
7. 委員会
- 医療保険委員会を存置する。また、必要に応じ医療保険小委員会を開催する。

IV. 事業支援部

A. 女性保健部会

女性の心身の健康障害は、社会的あるいは経済的に国の大きな損失を招く。本部会では、女性のライフステージに沿った、健康課題（妊娠とがんを除く）に対して、産婦人科医の日々の診療に必要な情報を提供し、社会に対して啓発し、広く女性の健康に貢献することを目的としている。

本年度の重点的な活動としては2020年の東京オリンピック開催に向けた社会の活動や女性アスリートの月経関連の問題と対応について教育・啓発する事業を展開する。また、継続しているものとして、学齢期の女子にかかわる性教育の問題やあり方を指導する性教育指導セミナーを開催するとともに、女性のライフステージを大きく二つに分けた、思春期・性成熟期小委員会と更年期（高齢期を含む）委員会の調査や検討、関連団体との協力などを行うべく、以下の事業を行う。

1. 会員と次世代や患者とを結ぶ小冊子の監修と既存の小冊子の活用と広報
本年度はスポーツ女子・スポーツ指導者に必要な内容を選定し、関連各部の協力を得て作成、監修を図る。
また、平成25年度発行の「オンナとオトコの産みドキ・育てドキ・働きドキ」を始め、既存の小冊子を活用するよう広報する。

2. 第37回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会（開催担当：滋賀県）の開催
開催日：平成26年7月27日（日）
開催場所：ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター（大津市）
メインテーマ：妊娠の適齢期はあるのだろうか？その為の性教育はどうしたらよいのだろうか？

開催担当都道府県と連携し支援する。開催後はセミナーのあり方を協議し、次回に生かす。また、日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会開催後、集録集の作成をする。今後の開催地の誘致活動を行う。

今後の予定

- (1) 第38回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会
(平成27年開催：広島県担当)
- (2) 第39回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会
(平成28年開催：佐賀県担当)
- (3) 第40回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会
(平成29年開催：京都府担当)
- (4) 第41回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会
(平成30年開催：富山県担当)

3. 思春期・成熟期

この時期に大切な問題点を抽出し、社会的な啓発と対応を図る。

○ (1) 「アスリートなでしこプラン」(仮称)の活動

女性アスリートが、自身の体の状態や月経および月経異常、月経移動などについて、産婦人科を受診して適切な診療やアドバイスを受けやすい環境を作る。そのために、女性保健部会内にWGを立ち上げ、アスリート向け、スポーツの指導者や教師向け、医師向け(産婦人科医を中心に、その他学校医、養護教諭など)の冊子を作成する。また、特に産婦人科医に対しては、アスリートの診療に対してのノウハウについて、全国で講習会を行うことを目指す。なお、これらの活動については、日本産科婦人科学会、国立スポーツ科学センター、日本体育協会、日本子宮内膜症啓発会議などと、密な連絡を取り合い、メディアや各種団体(日本アンチドーピング機構、日本オリンピック委員会、日本医師会、全国養護教諭連絡協議会など)の協力を得て行う。

(2) 「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」の活用と啓発

日本医師会学校保健委員会からの要請を受けて、平成24年度に発行した学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアルを引き続き広報する。

(3) 「産婦人科医に知って欲しい、学校教科書で扱われている女性の健康」の作成について、引き続き検討する。

全国の中高校で使用されている主な保健の教科書を収集し、「女性の健康」がどのように扱われているかを明らかにし、学校性教育に学外講師として招聘されている本会会員にとって有用な情報を提供できるようにする。

(4) 性犯罪被害者への公的な医療支援に関する対応

1) 性犯罪被害者への公的な医療支援に関する調査の活用

「性犯罪被害者への公的な医療支援に関する第4回調査」までの結果を踏まえて、更なる警察との協力体制の整備の推進と公的支援の拡大を目指す。

2) 女性保健拡大部会の開催

性犯罪被害者への公的支援を統括する警察庁を含めて、警察関係者、性犯罪被害者支援にあたっている医療従事者、支援団体などとの意見交換の場を本年度も設ける。

3) 「性犯罪被害者診療チェックリスト」(平成23年度作成)の周知と活用

「産婦人科における性犯罪被害者対応マニュアル」(平成20年6月発刊)と合わせて、チェックリストの活用を周知するとともに、現場からの声を受けて修正するなどリニューアルに努める。

(5) 性教育について

1) 性教育講演用スライド「思春期って何だろう?性って何だろう?」への対応

バージョンアップなどスライドの整備や活用に向けた対応を継続する。

2) 米国、オーストラリアなどの性教育について情報を収集し、日本の性教育と比較する。

(6) 緊急避妊法の適正使用に向けた周知と啓発

平成23年度に承認された新しい緊急避妊薬を正しく使用していただくための啓発を図る。

(7) 低用量OCの動向把握と啓発

避妊薬としてのOCだけでなく、子宮内膜症や月経困難症の治療薬である低

用量EP剤の効果的な活用を図る。

(8) 女性と頭痛への対応

女性に多い偏頭痛の薬剤として知られるトリプタン系を上手に使いこなす方法等について、本会ホームページ等を通じて会員へ情報提供することを引き続き検討する。

(9) 対策・支援の継続事業

- 1) 性感染症予防対策：女性への啓発を目的にHIVやSTI等の有用な情報を会員向けに提供する。特に、近年、口腔性交が性感染症を拡大させていることが明らかになり、その防止策を提言する。厚生労働省がポスターや政府広報を通じて「口腔性交が性感染症を拡大させる」との情報提供を進めていることを受けて、本会としても会員に周知徹底する。
- 2) 不妊：不妊症診療におけるprimary consultationの実施に向けて、会員や不妊専門相談センターの活動を支援する。
- 3) 児童への健康教育参画（学校医・学校協力医）に向けた支援をする。
- 4) 児童虐待防止：本会母子保健部会とともに厚生労働省の児童虐待防止に取り組む。

4. 更年期

生活習慣病やHRTを中心に検討し、健常者も含めた対応や支援を図る。

(1) 既刊資料4点の利用促進と活用

以下の4資料の利用促進を図る他、「産婦人科医のための生活習慣病診療マニュアル（2013年度改定版）」等活用する。

「産婦人科医のための生活習慣病マニュアル」（H19.3刊）

「産婦人科医のための生活習慣病診療マニュアル（2007抜粋）」（H20.3刊）

「産婦人科医のためのホルモン補充療法（HRT）Q&A」（H21.3刊）

リーフレット「ホルモン補充療法（HRT）の実際」（H22.3刊）

(2) 更年期における漢方療法

漢方療法の上手な取り扱いについて会員へ本会ホームページ等を通じて情報提供することを引き続き検討する。

(3) 更年期以降対策法

老年期の健康寿命を延ばすために、更年期以降にとるべき対策（骨粗鬆症・未病を治す漢方療法等）の情報提供を引き続き検討する。

(4) HRTについての啓発と情報提供

up-to-dateな有用情報の収集に努め、平成24年度に作成した「ホルモン補充療法（HRT）チェックシート」をはじめ、HRTへの社会的な啓発と会員への情報提供を小冊子・本会ホームページ等を通じて行う。

(5) 特定健診・特定保健指導への協力と対応

平成20年4月からの特定健診・特定保健指導への協力の他、会員が積極的に関与できるよう、具体的な対応策や指導指針などの検討を継続する。

5. 女性保健（産婦人科医療）の一般社会への働きかけとその対応

産婦人科医が女性のprimary careを担う専門医として、一般女性への適切な医学的知識の提供と産婦人科医療への理解・啓発を図るため、女性の健康週間や女性保健向上に向けた公開講座（日本産科婦人科学会と合同で実施）等の活

用と、関連の諸団体や業界等との協調などを通じて、社会的なアピールに努める。

6. 関連諸団体との連絡提携

各省庁や日本医師会、日本産科婦人科学会等と連絡し、円滑な事業推進に資する。

7. 委員会

以上の事業を遂行するために、女性保健委員会を存置する。

B. がん部会

婦人科がん検診の基盤である厚生労働省「がん予防重点健康教育およびがん検診実施のための指針」、並びに関連学会等の動向に注視し、諸団体との連携を保持しながら本年度も事業を展開する。

1. HPVワクチンの接種率向上に向けての啓発活動並びに政策提言

- (1) HPVワクチンは、昨年の副反応問題を契機に厚生労働省の通達により、現在積極的接種勧奨が控えられている状況化下にある。そのため最近のワクチン接種率は大きく落ち込み、10%未満と類推されている。厚生労働省のHPVワクチン副反応検討部会で、今年もこの問題について引き続き検討が続いているが、近日中にも積極的勧奨が再開される可能性が出てきた。がん対策委員会としては、勧奨再開がスタートした時点で昨年、一昨年度に施行してきた全国啓発がん部会事業を新たに計画し、実行に移したい。今回は医師、一般市民、行政だけでなく学校関係者、コ・メディカル等、対象を拡大し、関係諸学会、子宮頸がん征圧をめざす専門家会議等の啓発団体と連携して、がん対策委員を中心に全国的に啓発活動を再展開する。
- (2) 社会問題化している副反応問題のため、本ワクチンは著明な接種率低下がみられている。これを打開するに当たっては、厚生労働省、マスコミ等に対して、科学的に裏付けられた正しい情報を提供することが必須であるとともに、ワクチン副反応に対応する基金の創設や、予防接種後健康被害救済制度の見直しなどの政策提言も必要と考えられる。具体的には、産科分娩時の無過失補償制度のようなコンセプトに基づき、官民連携のもとで、“ワクチンの副反応に対応するための基金の創設”などを摸索する。またその基金をもとに“予防接種後健康被害救済制度の適応拡大”の可能性を摸索する。なお、この活動は医療対策部会と共同で行う。

2. 精度の高い子宮頸がん検診（HPV検査併用検診、液状化細胞診）の普及とベセスダシステムの徹底に向けた啓発活動

- (1) 厚生労働省、地方自治体並びに産婦人科医を対象に、HPV検査併用検診を全国に普及させるための啓発活動を行う。
- (2) 液状化細胞診（LBC）の普及に向けて産婦人科医、自治体を対象に啓発活動を行う。また日本臨床細胞学会、日本産科婦人科学会などの関係諸学会と協同して、保険適応の拡大（診療報酬点数加算）を目指し、厚生労働省に働きかけ、本法が広く普及するよう活動する。
- (3) 厚生労働省の「女性特有のがん検診に対する支援事業」の継続を強く要望し、本事業が検診受診率向上の一助になるよう、厚生労働省並びに関係各位に働きかける。
- (4) 平成25年4月からベセスダシステム細胞診報告様式が一本化されたが、まだクラス分類を併用している自治体が多い。一本化に向けての周知活動をがん対策委員が中心に施行する。

○ 3. 乳がん検診への積極的参加に向けての啓発活動と支援

わが国で増加傾向著明な乳がん患者の診療に産婦人科医が係わることは、オ

フィスギネコロジー参入の観点からも意義あるものと考えられる。具体的には、マンモグラフィ読影資格などを多くの産婦人科医が取得するための施策が望まれる。そこで乳がん検診およびマンモグラフィ読影に関する勉強会等の開催を検討する。また、例年どおり乳がん検診用マンモグラフィ読影に関する講習会を開催する。さらに、今後導入予定の乳房超音波検診に即応するため、乳房超音波読影医の育成の支援も検討する。

○ 4. 子宮体がん検診の積極的推進に向けての啓発と支援活動

増加している子宮体がん患者の早期発見を目的に、厚生労働省の「指針」に示されたハイリスクグループを対象にした子宮内膜細胞診による子宮体がん検診の推進と普及を図る。地方自治体並びに産婦人科医を対象にその意義と実施に向けて啓発活動を展開する。

また、臨床医と判定医双方の負担軽減と精度向上が期待できる「子宮内膜LBC細胞診を用いた子宮体がん検診」の実用化に向けた臨床試験を本会主導で計画し、実施する。

○ 5. 全国がん担当者連絡協議会の開催

接種率の低下が著明なHPVワクチンの接種向上、HPV検査併用子宮頸がん検診の普及、乳がん検診への産婦人科医の参入、子宮体がん検診の普及、などがん部会が全国的に取り組まねばならない課題が山積しているため2年ぶりにがん担当者連絡協議会を開催する。

6. 関連諸団体への協力と対応

会員や社会への有用情報の提供が婦人科がん検診事業の円滑化につながるため、厚生労働省、諸学会（日本産科婦人科学会、日本臨床細胞学会、日本婦人科がん検診学会、日本産婦人科乳腺医学会、日本乳癌検診学会、日本婦人科腫瘍学会、日本がん検診・診断学会等）、諸団体との密接な連携を行う。また、行政施策（健康日本21 他）や日本医師会事業（かかりつけ医等）、等の諸団体事業への協力、および職責者派遣（委員・役員等）を通じて、検診事業における産婦人科の基盤強化を図る。

7. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、がん対策委員会を存置する。

C. 母子保健部会

本邦の母子保健の一翼をになう我々は、深刻化する厳しい周産期医療環境の中で、問題点を分析し、解決策を提案・実行しなければならない。

母子保健部会では、「安全性が確保された魅力ある周産期医療」の構築を引き続き最優先課題に掲げ、効率的な自己研鑽プログラムを検討し、良好な周産期医療システムの実現に向けて努力する。新規・継続を含め、以下の事業を行う。

1. HTLV-1母子感染予防対策の推進

厚生労働科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「HTLV-1母子感染予防に関する研究：HTLV-1抗体陽性妊婦からの出生児のコホート研究」は昨年度まで分担研究として取り組んだが、引き続き母子感染の予防と出生後の児のフォローアップを推進する。

本年度は、陽性妊婦からの出生児の栄養法による感染予防に関して後方視的に調査をする。

2. 妊娠等について悩まれている方のための相談援助事業

本会の重点事業として位置付けており、庶務部会、厚生労働省・虐待防止対策室と協力して事業の推進に努める。

3. 新生児聴覚スクリーニング検査の推進

各都道府県産婦人科医会に推進を呼びかけ周知に努めるとともに、施設間ではばらつきがある検査の方法や値段等について調査し、推進につながる適切な方策を検討する。

4. 産前産後の予防接種の推進および産後母児健診対策に向けての調査

感染症による先天性疾患や院内感染の予防という観点から、産前産後の予防接種を推進するため、アンケート調査を踏まえた方策を検討する。

また、2週間健診を含め妊婦健診の補助が産後の母児健診に適応されない実態とその弊害について調査し、早期実現をめざし活動する。

その一つの方法として、風疹・麻疹等のウイルス感染に関わる諸問題を検討するため、必要に応じ調査を行う。

5. 新生児蘇生技術の習得に向けての講習会支援

新生児蘇生プログラムの2010年アップデートに準拠し、インストラクターのフォローアップ講習会を必要に応じ開催し、また、各地域で開催する新生児蘇生法講習会に対し支援を行う。

○ 6. 若年女性・妊婦等への性感染症に関する調査の実施

妊婦スクリーニング検査時のデータを調査し、特にクラミジア感染の状況を検討する。

○ 7. 総合周産期母子医療センター・地域周産期母子医療センター・NICUに関する諸問題の検討

周産期母子医療センターシステムが効率的に各地域の母子保健に役立っているか調査し、適切な一次施設との連動・後方支援システムの早期構築の実現に向けて活動する。

また、産婦人科医師が周産期医療を提供するためのモチベーションを保ち、医師としてのやりがいをみいだせるよう、分娩の本来あるべき望ましい姿を本会が示し、安心・安全な周産期医療を提供するための方策を検討する。

8. 母体搬送、新生児搬送の現状調査

全国の救命救急センターにはドクターヘリが導入されてきている。しかしながら、周産期医療における使用はまだ十分とは言えない。救命救急のドクターとの協働運用により、母体死亡や新生児死亡を減少させることができるのではないかと考える。特に地方では有用であり、その方策を模索するための調査を行う。

9. 重症心身障害児施設における乳児例の入院動向の調査

本会のこれまでの運動にもかかわらず、NICUにおける長期入院児の数は、減少していない。その原因として重症心身障害児施設の入院受け入れ困難が挙げられる。成人した患者は介護などのシステムに変更できれば入院を受けられるようになると考える。そこで、その現状を把握し障害児の養護システムの改善を模索する。

10. 厚生労働行政および関連団体との協力並びに情報交換

母子保健推進のため、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会等との協力、支援、情報交換を行う。

11. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するために母子保健委員会を存置する。

V. 献金担当連絡室

公益財団法人日母おぎゃー献金の事業委託を受け、連絡室としては都道府県産婦人科医会の献金担当者の意見を聞き、協力体制の確立に努める。

1. 全国献金担当者連絡会を開催する。
2. 連絡会準備打ち合わせ会を開催する。

以上の活動の円滑な遂行のため、献金連絡室を存置する。